

加古川市介護保険住宅改修支援事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第75条第1項第3号及び第94条第1項第3号に規定する書類（以下「住宅改修理由書」という。）を作成する居宅介護支援事業者等に対し、手数料を支給するために必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 手数料の支給対象者は、改修工事の着工月とその翌月、着工月以前の12ヶ月間において居宅介護支援又は介護予防支援の提供を受けていない要介護者又は要支援者の住宅改修理由書を作成した介護支援専門員若しくはその属する居宅介護支援事業者、福祉住環境コーディネーター検定2級以上の者等若しくはその属する事業者又は地域包括支援センター（以下、「居宅介護支援事業者等」という。）とする。

(手数料)

第3条 市長は、住宅改修理由書1件ごとに2,000円に当該理由書作成日に適用される消費税及び地方消費税の率を乗じて得た額を加算した額を居宅介護支援事業者等に支給する。

(手数料の請求)

第4条 手数料の支給を受けようとする居宅介護支援事業者等は、請求書及び住宅改修支援手数料請求内訳書を市長に提出しなければならない。

(手数料の支払い)

第5条 市長は、前条による請求を受けた場合において、手数料を支払うことが適当と認めるときは、速やかに手数料を支払うものとする。

2 支払いの決定に係る通知は、その支払いをもってこれにかえるものとする。

附 則（平成26年4月1日制定）

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年3月1日から施行する。